

## 貝原益軒の「武」認識とその行方：〈武功譜代〉像の形成をめぐる

高野，信治  
九州大学大学院比較社会文化学府地域構造講座

<https://doi.org/10.15017/13999>

---

出版情報：比較社会文化. 15, pp.27-40, 2009-03-25. Graduate School of Social and Cultural Studies, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



## 論文

# 貝原益軒の「武」認識とその行方 — 〱武功譜代〱像の形成をめぐる —

二〇〇八年十一月二十七日受付、二〇〇九年一月十六日受理

キーワード：家臣 道德

## はじめに

武士、とくに合戦・戦争がない近世の武士の性格はどのようにとらえられるのか。これは近世の時代認識にも関わる難しい問題であり、多方面からの分厚い研究史があるが、さし当たり、(ア) 朱子学・儒学への適合性、(イ) 治者意識、(ウ) 暴力・武力の行使、(エ) 精神性、などの問題群が相互に関係しあいながら論じられてきたといえよう。

私は一つの方法として、武士人格化という事象を通し考えたことがある。本稿では人格化に軸足の一つをおきつつ、武士の基本属性と考えられる戦闘行為を含む「武」の問題が泰平な近世社会でどのように認識されたのかについて若干の検討を試みたい。

そこで、ここでは武士集団、とくに大名家家臣団にみられた差異化の論理に注目しよう。もちろん大名家を含む近世武士(武家)集団は多様な階層から成り立つが、ここでは単なる家格や役職などではなく、そのようなもの前提ともいえる「武」を軸とした選別、差異化をめぐる検証する。対象は福岡藩黒田家である。まず黒田家に仕え儒学を中心に和学・神道などにも通じた学者・貝原益軒の「武」認識を検討したい。そして、かかる「武」認識が家臣団秩序の揺らぎのなかで譜代意識と結びつき、いわば大名家・「御家」に尽くした戦闘者という側面が強調された「黒田二十四騎」という言説(図像化される<sup>①</sup>)を生みだし、このイメージが民衆世界にも受容されたこととその意味について考えたい。

貝原益軒の「武」認識とその行方 — 〱武功譜代〱像の形成をめぐる — (高野 信治)

## 一、泰平のなかの「武」

近世では泰平な時代の武士のあり方や彼らによる政事(政治)について様々な意見、考え方が生まれた。例えば、兵法学者・山鹿素行は、武士(士)の役割について、治者として農工商の三民の人々に規範となる生き方を教諭することとした(「山鹿語類」士道論)。このような考え方に對し広島藩浅野家に仕える朱子学者・堀景山は藩主としての心構えに関する諮問に、「軍中の心」で政事を行い、武威や格式を楯に威張る武士に治者としての徳があるのかという根本的な懐疑を示し、学問による徳の獲得を説いた(「不尽言」)。町人出身で景山の漢学の弟子であり国学者としても著名な本居宣長もまた、紀州藩主徳川治貞に上呈した経世書で乱世・戦国期の「軍陣・武備の威勢」による政事(年貢高・参勤交代人数・百姓一揆などへの対処の仕方など)が民の生活を圧迫していると警鐘をならす(「秘本たましくしげ」)。同じく町人で西洋知識にも通じ「世界万国」を社会象の判断基準とする西川如見は、四民すなわち士農工商がともに社会を支えるのは普遍的なことであるが、武士の「勝心利心」の精神は、「心理」つまり人としての心の本来的なあり方を失わせるもので、けして町人などはみならうものではないとした(「町人囊」「百姓囊」)。

このようにとくに武士身分以外の人々からは、泰平の時代に生きる武士の存在意義、政事のあり方について疑問が呈せられているといえ、それはいわば武人・武者という武

士の本質に関わることであった。<sup>41)</sup>

かかる傾向は江戸時代に顕著となる武士の神格化という問題からも窺える。人の神への祭祀は古くからみられたがそれはこの世に恨みを抱いて亡くなり崇る怨霊を祀り、福・善をもたらす御霊にするというものが中心であった。しかし近世・江戸時代には、「善政」者という認識を媒介とした武士の神格化がみられるようになった。その代表的なものでは東照大権現（徳川家康）であろうが、民政に意を尽くしましたそれをめぐる政治抗争などで落命した者などの祭祀も目立つようになる。このように武人・武者という武士本来の性格を背景とした神格化は、江戸時代には必ずしも一般的とはいえないのである。<sup>65)</sup>

ただし、とくに近世中期、政治・社会秩序の揺らぎのなかで行われる政治改革のなか、秩序回復・「古格」の象徴として大名・藩では先祖の神格化が試みられたと指摘されているが、私見ではそれが少なからず武的イメージをとまなうものであった。例えば、鍋島家の場合、藩祖とされる鍋島直茂の神格化（明和九年）の背景は、吉田家より請けた「宣命」では次のように証される。すなわち、朝鮮へ出兵した直茂の勲功を海外に顕彰、武名を万世に伝えたため、封域の士民でその恩沢に沐さないものはなく、治茂（佐賀藩鍋島家八代藩主。中期藩政改革の主導者）の大家が厚く恭敬のあまり、城辺の清地を定め御舎を経営し、神号を求めたので、吉田家が宗源の神宣にて神号を贈り、この神は天下泰平国家安全を「神慮」とし、治茂とその家門の武運延長永命清栄の擁護をなし、国が富み民豊かに五穀が饒にして守護するとした。これによれば神格化の主要な契機は直茂の朝鮮出陣なども含めた武的なものにある。<sup>67)</sup>

「武」に連なる大名先祖（藩祖）の神格化、これは大名家の由緒認識にも結びつくのであるが、武家領主としての大名（家）が戦闘者（集団）という本質を持つ以上は必ずしも特別なものではなかったと思われる。そして「数百歳の逆乱をしつめ」た「草創の君」としての東照大権現への認識にも、武士集団の祖という意味で武的な祖神イメージは共有される性格ではないだろうか。

それはしばらく措くとしても、武士集団の先祖が武的なイメージをとまなうて神格化される、かかる動向は黒田家にもみられた。播磨姫路の赤松氏一族小寺氏家臣の地位から信長に通じ秀吉配下で働くにいたり、豊前中津で豊臣大名として取り立てられて朝鮮出兵に参陣、関ヶ原合戦に際しては徳川方につき近世大名として筑前に入封、福岡に定着した黒田氏。それを導いたのが長政と父孝高であったが、それぞれ明和五年と安永二年の神格化に際しては、「藩祖の軍陣」の数々（鎧・弓・鉄砲・幟など）が備えられた。その際、大名の軍陣のみならず、「武功」をあげた旧臣家の献納武具類が供奉された。とも

に黒田家を築きあげた「藩祖」と「勇猛の士」の「武功」はいわば永久に記憶されるのである。「藩祖」に仕えた子孫の選別がなされ、「家系混雑者」は献納者から除外されたという。<sup>69)</sup> 大名の地位は家臣の戦働きに支えられており、黒田としてその例外ではない。大名家の地位を得る過程で「武」をまといながら祖神に連なる「勇猛の士」、それは黒田家の家臣であれば誰でもがその神威に与れるものではなかった。孝高・長政とともに戦った武功ある勇者、そのような選ばれた者が得るそれは一種の榮譽、このような武士集団（黒田家と家臣団）の心性が指摘できよう。

## 二、貝原益軒と家臣伝

### (1) 貝原益軒

大名家形成に尽くし選ばれた武功者、ここには泰平のなかにも「武」のイメージが武士集団には連綿と継承されていた印象をうける。かかる集団における選別、この場合は武功を介した優越意識をとまなう差異化といえようが、事実上の合戦・戦争がみられないなか、共有され続けたのであろうか。

かかる問題の考察を念頭に、貝原益軒の「武」をめぐる認識を検討したい。益軒（寛永七―正徳四年）は初め助三郎、後に久兵衛、諱は篤信。字は子誠で、号は損軒という。本稿では晩年の名で一般的な益軒を便宜的に用いる。祖は代々備中国吉備津宮の神職をつとめたというが、祖父に当たる市兵衛（後の久兵衛、宗喜）の時に機縁あつて黒田氏に仕え、孝高・長政のもとで武功をあげまた代官職にも就いたという。父寛斎も二代藩主忠之に仕えた。忠之に召し抱えられた益軒は一時浪人するも、再び光之・綱政を主とし、その間、元禄期に命をうけ「御家人先祖由来記」（元禄四年）と「黒田家家臣伝」（元禄期）<sup>70)</sup>を編纂した。そこには儒学者としての益軒の「武」を担う家臣観が窺える。かかる認識をめぐる、やはり藩命をうけて編述、改訂を加えていた「黒田家譜」<sup>71)</sup>や数度にわたり益軒が成した事実上の諫言書である「贈書」<sup>72)</sup>などの関連のなかで検討したい。

ところで、益軒は儒学・和学・神道など多彩で豊富な編著を残した人で、とくに儒学的素養を基にしつつも、「民生日用」つまり啓蒙的立場から繰り広げられた様々な仕事や思想が論じられてきた。<sup>73)</sup> しかし瞥見するに、益軒の武士論ないし「武」認識を正面から対象にしたものは、関連したごく少数の仕事をのぞき見あたらない。<sup>74)</sup> 益軒には「文武訓」（享保元年刊）があり、「君子訓」（元禄十六年作）とともに武士論・政治論が語られるが、先学の言及が少ないのは、彼の著作・思想の幅広さからすればいささか局部的で独創性に乏しいという理由も想定される。ただし「文武訓」はすでに享保二年に「文訓」

「武訓」の独立巻としての刊行もなされ、相応の影響を持っていたと考えられる。もとより益軒は家臣伝を編述しているものであり、かかる著作といわゆる藩儒としての公務で編纂した家臣伝などの相互関係の解析は無駄ではあるまい。「筑前国統風土記」なども含め、益軒は黒田家家臣の立場で家史・家臣伝・地誌などの編述の仕事に携わっている点は重視すべきだろう。

ところでこれら家史・家臣伝・地誌とともに歴史書という性格を持つ。益軒は広い意味で黒田家の歴史叙述に関わったことになる。大名に仕える儒者・学者という立場が「御家」の「史」への編纂従事を必然化したともいえるが、益軒自身、「朝野雜載」編纂に至る様々な歴史見聞を収集、「東照宮遺訓」改正にも携わっており、広く「史」への関心を持っていたとみられる。それは、「日本には中世以後正史なし。野史もまれにして詳ならず(略)実否うたがはし。況国々の事、其国に文字をしれる者なければしるさず。(略)日本は諸国にまさりたる上国なるに、此事かけたる事、異国人のきくもあさまし」という見方からも窺える。文字への無知のため「上国」としての「日本」の「正史」がないことは「異国人」への恥、とする。

文字による「正史」の記述、これは大名家にとっても重要なことであった。祖父の代から仕えてきた黒田家に関わる歴史編纂に際し、益軒は次のような態度で臨んだ。

日本朝鮮に於て、武略戦功の盛なる事世に類少し。昭代に於て忠義も亦ならひなかるべし。又同聲相應し、同氣相求る習ひなれハ、其家臣にも勇猛の士の功名を頭ハせし者、挙てかそへ難し。然れ共、乱世の風俗、只武功をのミたとつひ、文筆をいやしむ時節なりしにや、其時の事実を書残せる記録なく、今に至りて年代漸々隔りぬれハ、語り伝ふる人も既になく成て、そくバくの功名、多くハ空敷うちもれて伝ハらず。豈惜まさらんや。古人敵に勝て必子孫に示すハ、武功を忘るゝ事なかれとなり。然らハ武事有時ハ、又必文備有りて、文筆の士をして日々に其功勞を記さしめハ、其佳名豈百世に伝ハらさらんや。寛文辛亥の年、先君光之公の嚴命を奉りて、先公の事実を編録す。

本史料は宝永四年改訂の「黒田家譜」掲載の「後序」で、益軒が記した可能性は低いとされる。しかし、益軒は存命中であり、「武訓」にも

いにしへの勇猛人にすぐれたる將、よく武功を立て、草創の業をなすといへども、智なければ守文の功を成して、長く保もちて子孫に伝る事かたし、故に武將は智を先とす。勇は其次なり。

とほぼ同趣旨のことが述べられているので、「後序」も家譜編纂に際する益軒の姿勢を示す可能性があるろう。これらで、黒田家の「草創の業」に尽くした「勇猛の士」の「武功」

貝原益軒の「武」認識とその行方 ――へ武功譜代像の形成をめぐって―― (高野 信治)

の「文筆」による「子孫に伝る事」が大事であるために、「武將」にも「文」「智」が重要だと主張される。大名家にとって重要な「武功」の記録、これが大名家でなされる「史」の核心であり、その「史」の継承は「文」に拠らねばならない。

益軒にとって、大名家・武家集団の「史」の核心をなす「武」の継承という行為は「文」に通じるのである。

## (2) 「先祖」と「国家」

大名家の「史」は、その「先祖」による「御家」(大名家)や「国家」との関係、具体的には大名化としてまぎ意識される。「君子訓」のなかでこのように述べる。

漢土も大和も、王公の国土を得給ふことは、その始は極めて難き事なり。中にも、戦国の時に生れて、家を興し国を得たまふ人は、安楽なる暇なし。風に櫛り雨に沐ひ、朝夕戦闘を事とし、自から敵にのぞむみて鋒鏑を冒し、万死を出で、一生を得、常に心を勞し身を苦しめ、大艱難大辛勞を経て、終に大國を得大祿を受け給へり。中国・日本ともに「王公」が「国土」を得ることは難しいと一般的にいうが、「中にも、戦国の時に生れて、家を興し国を得たまふ人」という表現に黒田氏が意識されていたのは容易に推察されよう。

ここでは「万死」を覚悟の戦いのなか「大艱難大辛勞」により「大國」を得るとされるが、このような狭義の「武」、合戦行為のみならず、益軒は黒田孝高が「天道」による保証と知足安分をわきまえていたこと、「徳」を持っていたことを強調した。すなわち、孝高は「平生の武略戦功あけてかそへ難し」なのであるが「武勇大に人に勝れたりといへとも、智略を好ミ、人を殺す事を好まず。毎々和議を以て敵を降参せしめ、人の軍を全ふして、人の命を助る事、毎度其数をしらず(略)如水ハ、智仁勇の三徳共に備ハリたる人傑なるべし」という。合戦での武略戦功(勇)も大事だが、それは智略をめぐらし戦わずして相手に勝ち(智)、首取よりもむしろ人命を助ける(仁)、これら智仁勇の徳が備わった孝高は「かく慈悲深く、人を活する事多くして、人を殺す事を好ミ給ハざる故に、天よりは是をたすけて、其後裔なく其封国を保ちて、繁昌し給ふなるべし」つまり「黒田家長久の基」は、孝高という個人の資質と行為とが、人命の保全者を加護する「天」、ないし「天道」の生を好ミ殺をにくんで、善に福し、悪に禍し給ふ「天道」による保証のもとに築かれたというのである。孝高を「進退止足の道を知り給へる」「振古の豪傑・命世の良將」と称賛した。いわば知足安分の態度こそが「天の道理」に合致すると判断するからである。

このような益軒の「天道」にかなう知足安分観は、「天」「大」、具体的には天下人・公

儀が想定されようが、かかる存在への黒田氏の位置を自覚させたものと思われる。それは、例えば「小を以大にしたがはざるは、礼義にそむき時勢を知らず、はては国家と身とを失なひ敵身方おほくの命をころす。是天にそむけるなり。無学にしておろかなる人、武道を知らずして小を以大にしたがひ弱にして強にしたがふを恥辱とおもひ、血気の勇をほこり、大敵をあなどりて敵の勢のさかんにして、我が力の敵しがたき事を知らず。是孫子が所謂我を知らず、彼を知らざるなり」と、兵法学者・孫子を引き合いに出しながら、浅井・朝倉・北条(後北条)などは「皆義のある所にあらず、つひに其家を亡ぼし、身を滅ぼして義にそむき、おほくの身方と敵とを殺せし事、仁にそむく。是等の人行ひし事、皆不仁不智無礼無義といふべし」との見方にも反映されていよう。留意すべきは黒田の「先祖」に智仁勇があるからこそ「天道」にかなない「国家」を与えられたとすることである。

それは、「国家」を草創した「武勇」のみならず「智慮」も兼ね備えた「先祖」の「法式」こそが、「国家」(藩政)の基本とし諫言行為を行う益軒が、「今時は治世にて御座候へば、明公御先祖以来御武名の御家ながら、御武功を被立儀は難成御事に御座候。然れば今忠義仁愛の御志を以て、學術を御興起被成、依之やうやく義理を尊び、忠義を存申輩も出来、諸士の風俗も改り、次第には御国政にも其道行れ候はゞ、上には大なる御忠節にて、下には深き御仁愛に成」という、武功から文・忠義仁愛への現状認識にもつながるものである。

「武」は単なる「武功」ではなく、「文」も「文筆」にとどまらない。現実政治への諫言行為を通して突き詰められる「武」は改めて「文」との関係のなかで捉えられることになる。

### (3) 「仁義」と「文武」

益軒は「もし古事を覚え詩歌を作るを以て文とし、騎射を習ひ劍戟をふるを以て武とするは、甚小にして末なり」とする。なぜなら、「世を治むるに、大道二あり。文と武なり。文は徳を専らとし、武は威を専らとす。威と徳と二ながら備はりて、治道なれり」つまり「文」と「武」は「治道」の根本だからである。「文」と「武」はより広い「治道」の観点から捉えられなければならない。しかし、「治道」を行うのは「人」である。したがって「治道」を行う「人」、つまり「人道」との関係で「文」と「武」が相互に成り立ち、「文」と「徳」、「武」と「威」がつながることになる。

それでは「治道」をおこなう「人」の道、「人道」とは何に拠り存在し得るのか。人道は只仁義の二にあり(略)人の禽獸にかはれるは、只仁義あるによれり<sup>84</sup>

人に仁義なければ心の徳ほろび、五倫の道行はれずして人道たらず<sup>85</sup>

「人道」は「仁義」に拠り、「仁義」の有無が「人」と「禽獸」の決定的な差で「五倫の道」も実践されない。「人」が行う「治道」は「文武」を内容としながら、「仁義」を基にするのである。

それでは「仁義」と「文武」はどのように関係しあうのか。益軒はいう、「仁義は道の本なり。文武は仁義の発用なり」と。「文武」は「仁義」のいわば現実的な応用なのである。

では「仁義」はそもそも何であろうか。益軒は「仁義、二理にあらず。仁の節あるは、義なり」という前提に立った上で、「仁」については、

天地の人を生み給へる道理を、人の身に得て、心の徳とするゆゑに、おのづから物をあはれむ道理あり。是即仁なり(略)仁は心の徳にて、人をあはれむを云ふ<sup>86</sup>

仁はひろく人を愛す。是理一なり<sup>87</sup>

とする。人・物に対する「あわれみ」、「愛」、いわば慈しみが「仁」である。これに対し、「義」は、

宜しきを以て義とす。宜しきとは万事万物の品にしたがひ、その理をわきまへて相応ずるを云ふ(略)義の心にあるは利刀の如し。物来れば刀を以てたてば二つとなる。善悪を決断することかくの如し。是心の制なり。義の体とす<sup>88</sup>

義は人を愛するに親疎貴賤貧富をわかつて、その宜しきにしたがひて、各その分にかなふは分殊なり<sup>89</sup>

という。「善悪」や「親疎貴賤貧富」を基準にした「人」の差異化である。「人」への慈しみと差異化、「人を愛するは仁なり。善人を愛し、悪人を誦するは義なり」という文言にも示される如く、一見すれば相容れないような「仁」と「義」は、相互にどのような位置にあるのか。益軒はこのように述べる。つまり、懲罰されない「悪人」は「人」を妨げ続けるので「仁愛の道」が行われない、したがって「義」による懲罰は「人」を助ける心であり、つまるところ「仁」から発生したものである。「仁」が「義」や「文武」の根底とする認識があったのが窺える。「武」は「仁」つまり慈しむ「愛」を前提にしているのである。ただし、「悪人」を懲罰・「義」により助け、「人」(善人)となすという発想ではないのは留意しておきたい。

そこで改めて、「仁義」と「文武」、そのなかでの「文」と「武」の関係についてみておきたい。

文は仁の発なり。武は義の発なり。文は人を愛し衆を和ぐるの道也。文にあらざれば民をなづけ、衆を安んずる事なし。武は人を戒め、衆を敵にするの道なり<sup>90</sup>

「仁」に基づく「文」は「人」を愛し安んずるもの、「義」に基づく「武」は「人」を戒め厳格な支配下におくものである。先述したように「文武」は「治道」そのものであり、「文は徳を専らとし、武は威を専らとす」とはこのような文脈で理解される。

ただし、注目しておきたいのは、「武」「義」をめぐっては、「文を以て人をあはれみ、民をなづくるは仁なり」としつつ、「武を以て敵をうち、乱をしづむるは義也」と、文字通りの合戦・戦闘を意識した認識が内在されていることである。益軒はいう。「仁義」は正直で偽りがなく「信」といえる。この「信」がなければ「人道」が成り立たず、「人道」がなければ「武道」も行われぬ。なぜなら「信」がない「主将」が人を欺けば「士卒万民の心」は得難く、「百万の兵」がいたとしても戦いに勝つことは出来ない。したがって「兵の道は仁義を本とし、信を以諸人の心を服するにあり」なのである。合戦のため「武道」は、「人道」にも通じる「信」が必要であり、それは「諸人の心を服」させるという意味で「仁義」そのものであり、「兵の道」とはこのように「人道」の本ともいえる。「仁義」「信」に基づいているのである。近世社会で兵学が治世の基本とされる論理を益軒を通じて読み込むことができようが、実際の合戦・戦闘行為が念頭におかれ、それが「仁義」「信」などの道徳性をもって語られているのである。これは、「忠孝義勇は兵法の本也。武徳也。節制謀略は兵法也。節制とは人数をくばり兵を行る道、是いはゆる軍法也。弓矢劍戟等の兵器の術は兵法の末也。武芸也」、あるいは、「武に本末あり。知仁勇の徳は本也。武徳なければ武の道立ず、弓馬刀槍の類のわざは芸なり。末なり」というように、「兵法」や「武」に対する二層のとらえ方に反映されており、「武徳」に基づいた「兵法」や「武」が、「仁義」「信」などの道徳性につながるの理解といえよう。先述したように黒田孝高について合戦に際しても人命を守る徳を備えるため「天道」が助けたという「黒田家譜」に示される見方は

天道は不仁をにくみ、ころす事をこのみ給はず、其子をころす事をにくみ給ふ故、人を殺す事を好めば、其子孫たゆるとなり。仁者は将となりても人を多くころさずという見解に通有しよう。かかる道徳、すなわち「文」を備えた「人」として、黒田家草創期の「武功」ある家臣に関わる叙述が「黒田家臣伝」なのである。

#### (4) 「黒田家臣伝」

「黒田家譜」のなかで、黒田長政は「武道」「義理」を重んじ家臣もまたそれに習ってか「武」を嗜んだとされる。しかし先述したように、「武」やその基である「義」（義理）は、「人」を慈しむ「仁」が最も根源的な存在である。したがって、「武功ある家来どもをもそこなはず、民百生まで安穩にたもち可申事肝要」である。そしてこの「仁」は家

臣、とくに政務の実質的な責任者である上層家臣・家老にはとくに強く求められるのであり、益軒は現実政治をめぐる諫言行為のなかでも、古より君の爲として民の財をかすめとり、下を苦め申たる収斂の臣は、悉滅亡仕たる事髓に記録に多く見え申候。(略)御国の昔の御家老衆も、其子孫三代迄つゞき申たるは稀に御座候。戦国の風にて百姓をかすめ取、人民を多く苦め、諸人の迷惑仕様なる不仁の行跡多御座候故、子孫長久不仕にて可有御座候。

と指摘した。家老による戦国風の武的姿勢での政事が、家老の家が長く続かない理由とみている。これは孝高・長政に仕えた上層家臣であっても、様々な理由で家老などの地位が保てず黒田家を離れる場合さえあり、また、その後も代替わりごとに家老層が側近者にとつて代わられるという状況<sup>50</sup>を想定しているよう。

このように益軒には「武」認識に照らした家臣への見方があったと思われ、家臣団に関わる叙述はかかる眼差しが背景にある。先述した如く益軒が著した家臣記録は、「御家人先祖由来記」(元禄四年)と「黒田家臣伝」(元禄期)があった。前者には武功記載が見られないものもあり、播磨出身者だけでなく、豊前時代や筑前時代の取り立て家臣も含まれ、個人の記事というよりも各家臣の家記録という性格が強い。これに対し、後者は父祖・子孫の記述があるものの個人的な武功の記述が基本といえる。播磨出身の者、孝高・長政とともに黒田家興隆に貢献した者が大半であるが、それ以外の者でも筑前入国以前の召し抱え者である。討ち取り首数を明記する場合もあり、「長政江戸にて客に対し(略)武刃断になりて、この者に物をいはずせぬもの、(武功者が)我等家中には、三十人ばかりも有べく候とぞ仰せらる」が、「黒田家臣伝」へ収載された者、いわば益軒が選出・差異化したものといえよう。

このように「黒田家臣伝」は武功者の記録である。しかし「武」には「仁」・道徳性が内在されべきとの立場であり、各家臣の武功はそのような観点から評価される。いくつか事例を示そう。

栗山備後は朝鮮出兵に際し、「利安慈愛を以、民をなづけける故、朝鮮人共悦び、毎日来て利安押しける」とされる。いわば敵地の民も慕う程の慈愛の持ち主として描かれる。合戦の場での「仁」は相手方の民をも従えんとし、「武」が拠る「仁」の理想像が異国の「民」との関係で創造される。黒田美作は「天生武功にほこらず、只長政の下知にて戦に利を得たるのみ語る」とされ、それは「見かけかざり」がない「慎み」という。益軒が「進退止足の道」つまり知足安分を重視し、それが「天道」の保証を得る重要な徳目であり孝高はそれにならなっていたと「黒田家譜」で述べたのを紹介したが、同様の道徳性を美作に重ねている。黒田と蒲生(氏郷)との二家へ自分なりに忠義を尽くそうとし、

かえって黒田長政の反感を招き、それを孝高が諫めるといふ毛屋武蔵をめぐる叙述には、黒田家臣の枠を超えた普遍的な忠のあり方が示され、それは武者というよりもむしろ、道徳性を備えた「人」が描かれようとする。

したがって、後藤又兵衛に対する

平生戦功多しといへども、心術正しからず。戦場にては只仕やすき高名をのみ心がけ、仕にくき場に臨では、則はづして人に難をさづくる事多し。故に其勇名高しとはいへども、君命に背き、終には敵にくみして終をたもたず。これ人の戒とすべき事にぞ侍る。

という、「心術」すなわち道徳性を基準にした評価があり得るのである。「武」のみならず道徳性・「文」が益軒の家臣観、武士認識の重要な指標で、武功・戦功が家臣の選別・差異化の唯一ではない。益軒は、いわゆる譜代忠臣ではなく黒田家草創期に関わった様々な家臣を示すことで、文武のバランスのとれた家臣像、ひいては「人」としての道徳的あり方の提示を意図しているのであろう。

秦桐若に関する叙述はそれを物語る。播州の人で孝高に仕え「敵の首を取事三十三。於是八宗の僧を招請じて首供養をなす。勇を振ふ士是を羨まざるはなし」という秦桐若は天正十年の山崎合戦で負った傷が摂州有馬温泉で完治したため、「此の湯妙」としてさらなる効能を期待して三勺飲んだものの、「暴泄無度して創口再びおこり」死んだ。孝高はその男子二人を「父の勇名を継しめんとおぼしめし」たが、その母は「我が夫勇をこのみしゆゑ早世せり。我身今寡婦となり頼方なし。然るに我子を又士とせば、恐らくは命長かるまじ。しからば我誰を頼て余年を送らん」と言い放ち、孝高の命に感じなかった。子供は漆工と筆工として、黒田の「恩徳になづいて」福岡に来たというが、ここでは母と子、つまり子供が母親に尽くすという、合戦・武功とはいささか馴染まない話題も記されるのである。もちろんその子供たちは職人として黒田の「恩徳」に報いるという立場ではあるが。

このように、「人」としての道徳性、「仁」が「武」・「義」に優先するものとしてあらわされており、「孝」がそれにつながるということは推察されよう。武功を示す家臣伝は「仁」を持つべき「人」であるか否か、これを基準に描かれているのである。

##### (5) 家臣伝の系譜

二十七人が載る「黒田家臣伝」は、武功記事を基本としながらも道徳的内容を多分に含み、これは「文武」やその基本としての「仁義」という価値観に基づいた「武」認識を反映させたものといえよう。これに対しほぼ同時期に作成された先述の「御家人先祖

由来記」は形式・性格が異なつた。系譜形式ではないが数代にわたり記載し、家臣個人名で立項するものの家の記録という性格が強いといえる。しかし最も大きな相違は個人に関する道徳的内容が「黒田家臣伝」に比較すれば少ないことであろう。収載家臣数の多さと家単位の叙述、これがその差が生じる理由だろうが、家臣の家の整序かつ網羅的な収載が眼目であり、「黒田家臣伝」に反映する益軒の「仁」に基づく「武」認識というものには後背に退いている。そもそも編集方針が相違するのであろう。

「増益家臣伝」は、「黒田家臣伝」と「御家人先祖由来記」の編集方針を合わせ踏襲したものと考えられる。すなわち、最初（巻之一〜三）の記述家臣は「黒田家臣伝」と同じで、追記部分もみられるがその内容は同家臣伝と基本的に変化がない。「増益」される巻之四以降についても、親族を含め武功や道徳的観点からの記述もなされ、「黒田家臣伝」の考え方の継承が指摘できよう。例えば「大音六左衛門重成」項で、武功譚の後に「長六尺に及へる大の男当世希なる器量也、され共其心さま気色荒義とハみへす、連歌・茶湯・花なんとももて遊ひて、万の所行いやしからず、親族を親ミ、家人を勞り羅人を恵み常に賓容の多を悦へる故、或出勤他行の留守にも日夜貴賤の客来つて借所に囲碁連歌俳諧等をも執行し□遊興を催せり、邦君国政を任せられしかば、国民皆慈愛有を悦へり」という叙述からも窺える。ただし孝高・長政による播磨・豊前時代召し抱えの者（家）であっても、巻之五以降の掲載分は、武功や道徳的内容の記事は少なくなり、親族関係や知行加増などの内容が中心で、したがって個人記録というよりは、家記録という記事になる。項目名も「大音六左衛門重成伝」のような個人名ではなく、「小林伝記」（巻之五）、「竹中伝記略」「明石略伝」（巻之六）、「浜田家記」「南部家伝」「寺田」（巻之八）のごとく家名表示（巻之六〜同九は基本的にこのタイプ）となる。これは「御家人先祖由来記」の形式に近い。

この「増益家臣伝」にみられる個人単位と家単位の叙述方法は、その後、文政五年の長政の二百回忌に際し牛尾久照によりなされた家臣調査やその再編集などにも継承された。つまり家臣把握は、召し抱え時期などの階層性も意識されながら個人単位に把握される方法と家単位の把握される方法が並立し展開した。「増益家臣伝」にはこの二つのタイプの家臣把握が融合されていた。そして前者のタイプつまり個人把握の方法は、武功の譜代者という「黒田二十四騎」のイメージ形成と重なるものであった。しかしそこには道徳性を内在した眼差しが薄れていき、「仁」「文」に関わる要素が後退、狭義の武功叙述に向かう傾向が強い。その点では後者の方法にも重なるものでもあった。

益軒の「武」認識が反映される「黒田家臣伝」には希薄であった武功の譜代者像（黒田二十四騎）イメージは、しかし、益軒が試みた家臣の選別・差異化を継承するもの

であり、それを譜代と武功に特化し生まれたといえよう。武功を立てたという自意識を持ちつつも譜代の地位が動揺し始めた近世中期以降に、益軒が主張する道徳性ではなく、武功ある譜代者像が強調される。それはおそらく益軒の「武」認識とは異質であった。

### 三、武功譜代者の差異化

#### (1) 武功と譜代

近世武士による家の由緒・歴史に関わる諸物伝来は一般的に見られる。黒田家ではそのような諸物を「御重宝」とした。「黒田家譜」が編纂された時期に同家譜も参照しながら成立したと考えられる「黒田御家御重宝故実」によれば、「御重宝」のなかで武器・武具類が多くを占め、とくに武具類は関ヶ原合戦以前の合戦のものが多し。家臣家もまた「御重宝」意識に基づき自家の記録を作成したが、福岡藩筆頭家老の三奈木黒田家作成の「御自家御重宝記」によれば、やはり武具・刀剣類が多くの比率(約七割)を占める。武器・武具は美術・工芸として、益軒がいう「文」の要素もあり、このようにみれば「文武」が不可分の関係にあったのとらえ方もできようが、ここでは、武器・武具類が、文字通り大名家の由緒としての合戦に際し使われたという認識があった点に注目してきたい。

武具・武器類は合戦のなかの戦功、「鎧先」「馬先」での「武功」の証なのであり、大名家と家臣に共有される認識であったのは、ともに「御重宝」として多くを捉えていたことから理解できる。そしてかかる「御家」の由緒に「武功」をもって関わったという自覚が主従を貫く譜代意識を支えるものでなければならなかった。「綱政公江侍中より之諫書」<sup>84</sup>は、近世中期の段階でかかる意識が揺らぎ始めていると感ずる階層が存在したことを教えてくれる。「侍中」つまり「譜代相伝之」者が認めたもので四代藩主黒田綱政への事実上の諫書である。その趣旨は「筑前之国ハ 長政公御鎗先ニ而御拝領被遊、天下ニ隠もなき御武功之御家ニ御座候(略) 御武功ハ御家頼之成業ニ而御座候処、家中心服不仕候而者以之之外なる儀ニ奉存候」と、長政の「鎧先」の「武功」による筑前拝領は家臣の「成業」であるにもかかわらず、「先祖忠孝を尽し御用ニ立、筑前之國御拝領之御手伝をも仕たるものゝ子孫」を蔑ろにし、新参者に多大の知行を与え重用することに対し「御譜代相伝之我々存寄」をもって「一言之御諫」をするというのである。この「武功」を持って黒田家の大名化に尽くした「譜代」という自覚は家臣集団のなかでの差異化そのものであろう。そしてこの諫書作成の時期にその趣旨と重なる家臣の差異化「黒田二十四騎」のイメージが成立してくるのである。ただそれは益軒・「黒田家臣伝」にみ

原益軒の「武」認識とその行方 ―(武功譜代)像の形成をめぐる― (高野 信治)

られた家臣の差異化を継承しつつも、彼の「仁」や「文」に基づく「武」認識とはいささか異なるものであった。

#### (2) 「黒田二十四騎」

「黒田二十四騎」という範疇がいつ頃生まれたのかは明確ではないが、徳川家から黒田家の御用絵師に転身した狩野昌運がいわゆる黒田二十四騎を作画しており、彼の没年(元禄十五年)を考慮すれば、益軒の「黒田家臣伝」編纂後間もない時期に、すでに二十四騎のイメージが成立していたことになる。元文四年には二十四騎の一人原種良の子孫に当たる原種次が二十四騎図を描いたが、益軒の高弟竹田定直はこの図に跋を書き、そのなかで「東照宮十七騎武田家二十四騎」の図にならない、「武功働在シ人々ヲ撰出シ」という、いわば本図の意義・種次の意図を記している。原が描いた二十四騎図は様々なバリエーションを派生するその後の二十四騎図に影響を与えていった。さらに文化七年、十代藩主斉清はこのように流布する多くの作画について、牛尾久照に家臣の伝の考訂、尾形美淵(洞谷)に画像製作を命じた。牛尾は長政二百回忌の文政五年に旧臣家筋の調査を依頼され「旧臣之面々伝来申出書留」を編集した人物である。御用絵師尾形は作成に当たり、「人数右増減」の考証はできないが、「戦功之勝劣」がないように「甲冑其外面鉢等」は「其家々等ニ相伝居候甲冑画像杯を肖写」ため「其家々ニかけ詮議」を行うという姿勢で描こうとした。こうした調査により実物が確認されその図や関連資料も伝来している。原種次や牛尾・尾形などの姿勢からも、武功の実証をともなった顕彰、このような考え方が二十四騎図には込められていたのが窺えよう。

牛尾による二十四家の伝の検証の一部が「黒田廿四騎伝」二(筑紫女学園「黒田家文書」蔵)と考えられる。これは「藤原姓栗山備後利安」「源姓久野四兵衛重勝」「源姓井上周防之房」の三人に関する記事を掲載する。本史料に拠る限り牛尾の姿勢には「黒田家臣伝」の方針が継承され、道徳的部分も記述される。しかし際だった特徴は、家・親族の記載は父祖などに限定され、二十四騎「各個人の伝記情報が日記体裁で詳細に記述され、黒田家との関係および参じた合戦における武功・戦功を「黒田家臣伝」に比較すればより際だたせる、文字通り武将の姿を描く内容になっていることである。

牛尾の校訂本「黒田廿四騎伝」は、福岡藩東学問所教授を歴任し家譜編修の任にあたる島村彬へ、天保十三年にさらなる改訂が命じられ「二十四臣略伝」が編纂されたという。これと同名ながら小南貞良なる人物が「二十四臣」の一生について諸本より荒増しを選び出して成ったものもある。さらに二十四騎のなかから八名(いわゆる「黒田八虎」とは若干相違)が抽出された「黒田功臣伝 全」もある。

このように、「黒田二十四騎」の図像と伝記は多様に伝来、展開した。これらにはしばしば付随する二つの文章があった。一つは原の二十四騎図に竹田定直が寄せた跋文であり、今ひとつは「黒田家譜」宝永本の首巻に掲載される「黒田家旗幟」である。竹田の跋文は、二十四騎図流布に影響があった二十四騎の一人原種良の子孫種次による作画の背景が語られたもので掲載意図は明らかだろう。これに対し今ひとつの「黒田家旗幟」掲載の意図を確認するに至っていない。内容は益軒が重視する天道の報恩思想に神霊觀念が融合し、天の意向による神徳が黒田家を加護するというもので、これは益軒本来の天道観、「武」認識とは必ずしも同質ではない。宝永本は益軒存命中に編纂されるが高齢のために益軒の直接関与はなかったようである。ただ、益軒の天道観や「武」認識と異質の神霊を帯びる旗幟(八幡大菩薩と佐々木大明神の神徳に拠るとする)という伝承が「二十四騎」伝に掲載されるのは、藩主や家臣の神格化という事象と無縁ではないと考えられる。そこには、神觀念を媒介に民衆世界への「二十四騎」イメージ受容という回路が想定されよう。

### (3) 民衆世界への受容

黒田長政と父孝高はそれぞれ明和五年、安永二年に神格化された。長政の際に家臣の由緒の分明化が図られたのは先に指摘した通りである。ところがこれより早く寛永年間に後に「黒田二十四騎」の一人になる井上之房の端城がある本拠黒崎(北九州市八幡西区)に長政を祀り、元文年間の原種次による「黒田二十四騎」図作成に際してはこれを奉納、二十四騎が祭祀されたという。天保六年成立の「黒崎駅宗社春日宮国祖黒田宮御由緒略記」には次のようにある。

長政祭祀の由来は、黒田騒動に際し、井上道伯(之房)が江戸へ行く際に春日宮(春日社)の神職波多野神太夫に興雲(長政)の神霊を春日宮相殿に祀り、「御上御開運」を祈禱させた、という説と、道伯が長政死去に際して拝領の品を神体に備えて端城である黒崎城内本丸に社を建立して「国祖黒田大明神」を祀ったが、黒崎城退去に際して春日宮に鎮座させたことを黒田氏に言上したところ、黒田騒動の際に祈禱を御上から命じられた、とする説である。承応元年に井上家退国後に中絶同様で波多野氏が自力で春秋神祭を行ってきた。元文四年、原弥左衛門種次が二十四騎像と伝記を奉納した。当初は「開運神」と世上にもはやされ、当社では二十五騎を称して「邦守霊神」と祝った。天明三年吉田家より大明神号を与えられ、これまでは波多野氏独自の祭祀だったが、代始めであり「国祖祭」執行を願ひ出て認められる。文政五年、黒田宮二百年祭に際し、元文四年奉納の画像は天災ですでに大破し甲冑

衣紋も相違があるので、別幅二十四軸に仕立て長政の神影を本殿にかけて十二幅ずつ左右に陣列するために、二十四騎子孫に協力を仰ぐ。同十二年、別幅二十四騎成就し、これにつき、九月藩主が社参した。

史実としての検証が必要であるが、むしろかかる由緒のなかに神觀念と武士認識の關係性のあり方も手練れよう。整理すれば、①寛永年間の黒田騒動に際する「開運」祈禱に長政祭祀(黒田大明神)の契機が求められること、②原種次が二十四騎図像を奉納し「開運神」として流行ったこと(邦守霊神)、③文政五年の黒田宮二百年祭(長政二百回忌)を契機に新たに二十四騎像が作成されたこと、となる。③で作成された二十四騎像は藩御用絵師尾形洞霄の作で「国祖黒田大明神二十四騎」の「神霊」像として伝存する。さらにこの二十四騎「神霊」を祀る春日社は、二十四騎像に「遠賀郡黒崎鎮座 筑前宗祖黒田大明神 開運二十四騎霊神」「黒崎鎮座 黒田大明神 二十四騎霊神」などの刷り込みを施した同一の二十四騎版木の摺り物も作成していた。「開運」は御家騒動(黒田騒動)に際する武家領主による願掛けの対象では最早なく、民衆も含めた現世利益、いわば民俗神化といえよう。また時期が明らかになる分だけでも、幕末から明治にかけて、旧福岡藩領内各地に「黒田二十四騎」を主題にした多くの絵馬が奉納されているのも、二十四騎のイメージが民衆世界に浸透しつつ近代以降も伝承されていることを物語ろう。これは、益軒が語ったような「仁」「文」というような道徳性を武士に結びつけたイメージではないだろう。むしろ自らは持ち合わせない「武」、それに仮託された「開運」などの現世利益を希う心性が想定されよう。

### おわりに

貝原益軒の「武」認識を探りながら、それがどのように変容し、民衆世界に浸透するのかが、いわば武士像のあり方をめぐり、益軒編述「黒田家臣伝」に代表される家臣記録やその影響を受けながら生み出される武功譜代者のイメージ・黒田二十四騎」に注目し若干の検討を行った。

益軒は「仁」「文」との關係で「義」「武」をとらえ、大名家正史である「黒田家譜」や「黒田家臣伝」などを作成した。これは武功の記録化という本質を有した。「仁」「文」觀念と結びつき武士の道徳(心術)論を内包し、単なる武功の顕彰という意味にとどまるものではなかった。しかし、漸次、大名家由緒(歴史)を武功により支えたとの自覚

を持つ譜代層の立場の動揺のなか、黒田の勝ち戦の由緒認識とも結びつき、武功が譜代意識と関係し合いながら強調されるようになった。そしてこのような動きと連動しながら、組織(御家)形成に尽くした強い「武」の認識(忠義心ある譜代の武)としての「黒田二十四騎」像が生み出される。かかるイメージは大名・家臣集団のなかに漸次広がっていき、文化七年には藩主(黒田斉清)自らの指示による「黒田二十四騎」とされる家の実証的な武功調査が実施されるにいたり、そのイメージは「譜代」意識を継承化したものとして定着していった。さらに藩祖と「二十四騎」は図像化のなかで神観念と結びつき、祭祀・神格化される。その端緒は幕府裁許への「開運」を祈る御家騒動(黒田騒動)であったとされるが、その動きが城下から離れた神社(筑前遠賀郡黒崎・春日社)を核としたがゆえに、むしろ武家権威にしばられることなく現世利益化し、民衆世界にも浸透していったと思われる。明和・安永期に祭祀される藩祖神格の民衆・地域社会への本格的な開放が近代以降であったのとは対照的である。かかる「二十四騎」神霊は絵馬奉納にみるように、近世後末期から近代にかけ民衆世界に本格的に受容されるのである。

このように、益軒は「武」について道徳性(「仁」・「文」)を基本に捉え、家臣・武士の差異化を行ったが、やがて、道徳性よりも武功を意識した譜代イメージが増徴し、その肥大した「武」が「開運」を招く強い武士団・黒田二十四騎として、藩領の民衆に受け入れられるのであろう。道徳を民衆に教化するという武士像(山鹿素行などの士道論)の欺瞞性をむしろ民衆は感じ取っていたのだろうか。しかし、やがて明治国家ないしそれに連なる知識人は、実際の戦争(幕末維新期の内乱や近代の対外戦争)を通して泰平のなかからいわば実質的に蘇った戦闘者としての「武」認識(国家のために兵として命を捧げる臣民)とともに、道徳性ある武士像を改めて創造していくことになるのではなからうか。

## 注

- (1) 近年の前田勉『近世日本の儒学と兵学』(ベリかん社、一九九六年)、小川和也『牧民の思想』(平凡社、二〇〇八年)、谷口眞子『近世社会と法規範』(吉川弘文館、二〇〇五年)、池上英子『名譽と順応』(NTT出版、二〇〇〇年)などの仕事、研究動向を含め参考になる。
- (2) 拙著『民俗神や民族神との関係分析を通じた近世武家権力神に関する基礎的研究』(平成一三〜一八年度科学研究費補助金(基盤研究)(2)、代表者 高野)報告書、二〇〇五年)。
- (3) 本稿は拙稿「武功顕彰と『黒田二十四騎』」(『黒田長政と二十四騎——黒田武士の世界——』(同実行委員会(福岡市博物館)編集、発行、二〇〇八年)所収)と関連し、そこで論じ得なかった問題、とくに貝原益軒の「武」認識を重視し、武功の譜代者像の形成を論じたものである。『黒田長

貝原益軒の「武」認識とその行方——〈武功譜代〉像の形成をめぐる——(高野 信治)

政と二十四騎」(以下、図録と略称)および掲載拙稿も合わせ参照されたい。

- (4) 拙稿「江戸時代の武士のイメージ」(『歴史地理教育』七七一、二〇〇七年)、同「武士への眼差し」(『柳川資料集 月報』三、一九九八年)。
- (5) 拙著前掲『民俗神や民族神との関係分析を通じた近世武家権力神に関する基礎的研究』。
- (6) 近年、とくに注目されつつあり、岸本寛『近世後期における大名家の由緒——長州藩を事例として——』(『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年)、同「長州藩の藩祖顕彰と藩政改革」(『日本史研究』四六四、二〇〇一年)、引野亨輔『近世後期の地域社会における藩主信仰と民衆意識』(『歴史学研究』八二〇、二〇〇六年)などがある。なお岸本・引野両氏の報告(『歴史学研究』八二〇掲載論考)に関連した拙稿「歴史学研究大会近世史部会報告批判」(『歴史学研究』八二二、二〇〇六年)も参照。
- (7) 拙稿「近世大名家へ祖神」考——祖先信仰の政治化——(『明治聖徳記念学会紀要』復刊四四、二〇〇七年)。なお明和期の吉田家からの神号受領はいわば正式な神格化であるが、直茂の場合、近世のかなり早い段階から信仰対象(事実上の神格者)としてみられていたと思われる。かかる点は大名家の由緒認識に関わっており、家臣の譜代意識形成と絡めながら別稿での考察を期したい。
- (8) 拙稿「武士神格化と東照宮勧請」(『国史学』一九五、二〇〇八年)。なお徳川家康の神格化研究は神格の性格や勧請の背景などをめぐり盛んだが(近年では曾根原理『神君家康の誕生』(吉川弘文館、二〇〇八年)、同「徳川家康神格化への道」(吉川弘文館、一九九六年)や中野光浩『諸国東照宮の史的探究』(名著刊行会、二〇〇八年)など参照)、東照大権現の武的イメージへの注目はずしも高くなく、私も善政を約する政治神という性格が大名家による勧請の重要な背景の一つと考えているが(拙稿「外様大名領の東照宮——鍋島佐賀藩領の場合——」九州文化史研究所紀要、五一、二〇〇八年)、武的問題は神格の先祖性に内在したもの(組織の創唱者としての武的イメージ)として合わせ検討すべきだろう。
- (9) 川添昭二『福岡古文書を読む会校訂「新訂黒田家譜」第四卷』(文獻出版、一九八二年)四六六〜八頁、『同』第五卷(同、一九八三年)四七四〜六頁。
- (10) 益軒の伝歴は「益軒年譜」(『益軒全集』卷之一)、井上忠『貝原益軒(新装版)』(吉川弘文館、一九八九年)など参照。
- (11) 「黒田家臣由来記」などともいう。「(元禄四年十二月)十七日 御家人先祖由来記成」(『日記六号』)『益軒資料』二、『九州資料叢書』五六頁、「(元禄四年)十二月十二日御家臣先祖由来記成」(『筑藩御年譜集要抄』)『福岡県史 近世史料編 年代記(二)』とされる。写本が九州大学付属図書館・福岡市博物館・福岡県立図書館(博多明光寺所蔵)とありなどにある。『筑前郷土史解題 上巻』(福岡県立図書館、一九三三年)七四頁参照。
- (12) 「(元禄四年九月)廿五日 晩秋野儀兵衛来、伝 公命曰、作当家山臣伝略」(『日記六号』)『益軒資料』二、『九州資料叢書』五五頁とあり、この時期に編纂を命じられた可能性がある。なお、本史料を収載する益軒会編纂『益軒全集』(益軒全集刊行部、一九一一年)巻之五・凡例では「元禄四年、六十二歳の時、国主黒田光之の命を奉じて之を作る」(二頁)とするが、「(元禄十二年)家臣伝の紙数百二十五張。一丁につき筆代九分、刻代三匁一分二厘五毛 七月上旬に大坂元之介に

渡」(「雑記 陰」)『益軒資料 三』(九州資料叢書)六三頁)という記事などを勘案すれば、原稿脱稿は元禄十二年に近い時期の可能性もあろう。写本(天明五年、福岡市博物館)、「福岡県史編纂資料」(福岡県立図書館蔵)(199)などがある。なお「福岡県史編纂資料」(200)の「黒田家臣伝」(「真藤利明氏本」)は「御家人先祖由来記」の内容で、奥付に「元禄四年十二月中旬」「貝原久兵衛謹記」とある。近代以降、後述する益軒の意図が伝わらず、「黒田家臣伝」と「御家人先祖由来記」の家臣記録としての混同も想定されよう。

(13) 寛文元年に黒田家譜編纂の命をうけ、延宝六年に十二巻が成るが、その後、貞享四年に十七巻、宝永四年に十六巻として改訂された(森山みどり「黒田家譜の成立について」『新訂黒田家譜』第一巻(文献出版、一九八三年)所収)。なお黒田家に関する史書としては水戸光圀により要請され編纂した「黒田紀略」(元禄七年)もある。

(14) 益軒会編纂『益軒全集』卷之三(益軒全集刊行部発行、一九一一年)に「益軒先生与幸臣書」として掲載される四書で、「延宝七年八月六日立花勘左衛門へ贈書」、「庚申封延宝八年三月四日重種贈書」、「寛書 元禄三年黒田一貫に贈る書」、「黒田重時へ送る書」と表題が与えられている。福田千鶴氏はこれらを益軒の諛言行為としての献策とみる(書誌分析を含め同「幕藩制の秩序と御家騒動」(校倉書房、一九九九年)第四章「武家権威の動揺」参照)。なお同氏は第四の「送り書」を元禄十四年と比定する。

(15) 研究史や方法論をめぐるのは、井上前掲書のほか、益軒の学問の多様性やその社会的受容に関わる総合的な検討の必要性を提起する横山俊夫編「貝原益軒 ― 天地和学の文明学 ―」(平凡社、一九九五年)など参照。

(16) 福田前掲「武家権威の動揺」、森本哲郎「士は師なり ― 貝原益軒、懐疑からの出発」(同「サムライ・マインド」)PHP研究所、一九九三年)など。

(17) 益軒研究の泰斗井上忠氏が「君子訓」「文武訓」は為政者を対象としたもので、後者では忠孝・義勇がもとで武芸は末とし、前者では庶民を愛することを強調している。とくに独創性をもつのは「楽訓」「大和俗訓」「和俗童子訓」「養生訓」である(井上前掲書、二四四頁)と述べられるのは、それを物語る。

(18) 茨木多左衛門なる人物により刊行(筑波大学蔵、未見)が確認される。

(19) これらの版行や流布などの検討は必要だが、一八九三年に西田敏止「女子教育奨励会幹事兼東京女学校教授」は「家訓」(貞享四年作)・「大和俗訓」(宝永五年作)とともに「君子訓」「文武訓」などを含め普通教育における修身用の教科書として「十訓」という括りで刊行している(西田編「益軒十訓」五十巻、一八九三年)。これは近代国家による教育的要請という背景もあるが、益軒著作としての歴史的な影響力が考えられる。

(20) 井上哲次郎、有馬祐政編『武士道叢書』上巻(博文館、一九〇五年)は「武訓」を単独で収載し、「武士道」的教訓書と捉えている。

(21) 近世武士道論書の典型のように目されている「葉隠」については、武士倫理のあり方が示されるテキストとして多くの研究蓄積があるが、口述者山本常朝を佐賀藩鍋島家の家臣(口述時期にはすでに退隠)として捉える分析は必ずしも十分とはいえない。思想は生み出した本人の直接的な環境

のみならず、より広い世界での検証(知的交流)が必要であらう。この点、例えば近世後期の尾張藩家臣・人見幾色に関する岸野俊彦氏の仕事(幕藩制社会における国学、校倉書房、一九九八年、第一部第一、二章、第四章)は示唆的である。しかし、交流や読書などを通じた内面化される思想は個別の環境のなかで生み出される。過度な普遍的あり方の追求は、文字通りの空論にも陥りかねない。私は鍋島家家臣・山本常朝口述の「葉隠」をめぐることに思想史的観点からの先学の仕事には、少なからずそのような印象を持っている(拙稿「葉隠」に関する一考察 ― その思想形成の諸契機をめぐる ―)『九州文化史研究所紀要』四〇、一九九六年、同「鍋島光茂像の側面」『葉隠』にみる批判的眼差しをめぐる ― 『葉隠研究』四三、二〇〇一年、拙稿「解題」池田史郎著作集刊行会編「佐賀藩研究論叢 池田史郎著作集」出門堂、二〇〇八年)など参照。本稿で益軒の「武」認識を、彼の黒田家家臣(藩儒)としてのテキストに留意しながら考察するのは、以上のような問題意識に基づいている。

(22) 貝原常春が編纂。益軒会編纂『益軒全集』(益軒全集刊行部、一九一一年)卷之八所収。

(23) 天和元年。「益軒先生著述年表」(益軒会編纂『益軒全集』(益軒全集刊行会、一九一〇年)卷之一、所収)二頁。

(24) 「文訓 下之末」『益軒全集』卷之三、三五九頁。

(25) 「黒田家譜後序」。「新訂黒田家譜」第一巻、五六九頁。神代氏蔵書本。

(26) 森山前掲「黒田家譜の成立について」。

(27) 「武訓 下」『益軒全集』卷之三、三八三頁。

(28) 「君子訓 下」『益軒全集』卷之三、四一九頁。

(29) 「新訂黒田家譜」第一巻、四六九〜七〇頁。「天道」「天」観は戦国期から近世初期にわたりみられた一種の政治思想であり、思想史の立場から検討され(小堀桂一郎「近世儒家の天道観 ― 新井白石、室鳩巢 ―」『日本文化』二二、二〇〇五年、新矢昌昭「天道思想の変容 序説 ― 江戸初期における正当的根拠 ―」『仏大社会学』二七、二〇〇二年、石毛忠「戦国武士の運命観とその転換」『日本歴史』四八四、一九八八年、同「江戸時代初期における天の思想」『日本思想史研究』二二、一九六八年など)、また益軒のそれについても、小堀桂一郎「貝原益軒に於ける天道」(『日本文化』二〇、二〇〇五年)、三浦秀一「大疑録」にいたる道」(横山前掲編「貝原益軒」所収)、佐久間正「近世前期における天の思想について ― 中江藤樹・貝原益軒の所説を中心に ―」(『長崎大学教育紀要』人文科学編二〇の二、一九八〇年)、小田嶋利江「益軒学」の特質」(『史冊』二二、一九八一年)などの仕事がある。本稿は「革命」や「諫言」などの思想的側面ではなく、益軒の大名(黒田)家認識との関連で検討する立場をとる。

(30) 「武訓 下」三八〇〜一頁。

(31) 諛言行為としての「贈書」を通し益軒は、「國家を初めて保ち申す程の人は、拔群に人に優れたる才智無御座候はでは、大國大家を始めて起し申す事は成不申候故、其先祖の仕置きたる事は、其身若年より艱難を経候て、よく鍛錬工夫仕りたる法式を立て置き候故、後代に子孫其先祖の法式の俣に行ひ候て背き不申候へば、いつ迄も國家は乱亡仕事は無御座候」(黒田重時へ送る書)、『益軒全集』卷之三、七三四頁)であり、「初て國を御取被成候御人は、御武勇は御勝れ被成たるの

みならず、御智慮も御勝れ」(黒田重時へ送る書)、『同』卷之三、『同』七四三頁。『同』七三五〜七四二頁にも同趣旨が述べられる」と主張する。

(32) 「賞書 元禄三年黒田一貫に贈る書」、『益軒全集』卷之三、七二〇頁。

(33) 「君子訓 上」、『益軒全集』卷之三、三九三頁。

(34) 「五常訓」卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七九頁。

(35) 「五常訓」卷之一「総論」、『益軒全集』卷之三、二二三頁。

(36) 「文訓」下之末、『益軒全集』卷之三、三六二頁。

(37) 「五常訓」卷之一「総論」、『益軒全集』卷之三、二二三頁。

(38) 「五常訓」卷之二「仁之上」、『益軒全集』卷之三、二四五頁。

(39) 「五常訓」卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七八頁。

(40) 「五常訓」卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七六頁。

(41) 「五常訓」卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七八頁。

(42) 「五常訓」卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七九頁。

(43) 「人民を愛し養ふは仁なり。法をたて罪あるを刑して、いましむるは義なり。愛せざれば人民安すからずして、生養をとげあう。いましめざれば悪人こりず人を妨ぐる故、仁愛の道行はれず。悪人をいましむるも人をたすけんとの心なれば、義も仁よりいづ」(『五常訓』卷之四「義」、『益軒全集』卷之三、二七九頁)。

(44) 「文訓 下之末」、『益軒全集』卷之三、三六二頁。

(45) 「君子訓 上」、『益軒全集』卷之三、三九三頁。

(46) 「武訓 上」、『益軒全集』卷之三、三六二頁。

(47) 「武訓 上」、『益軒全集』卷之三、三六二頁。

(48) 前田前掲書。

(49) 「武訓 上」、『益軒全集』卷之三、三六六頁。

(50) 「武訓 下」、『益軒全集』卷之三、三六九頁。

(51) 『新訂黒田家譜』第一卷、四六九〜七〇七頁。

(52) 「武訓 下」、『益軒全集』卷之三、三八四頁。

(53) 「長政遺事」、『新訂黒田家譜』第一卷、五二二頁。

(54) 「長政遺事」、『新訂黒田家譜』第一卷、五三八頁。

(55) 「延宝七年八月六日立花勘左衛門へ贈書」、『益軒全集』卷之三、六九五頁。

(56) 柴多一雄氏はかかる状況について「綱政代までの福岡藩では、家老は藩主側近の下級家臣が取り立てられて任命されることが多く、初期以来代々家老に就任するような家は、三奈木黒田家以外にはみられなかった。また失脚した家老も、筑前を退去したり、改易によって家そのものがなくなってしまう場合が少なくなかった」(柴多「近世前期福岡藩の家臣」と黒田二十四騎」(『前掲図録所収』六頁)と総括される。

(57) 例えば、母里但馬について「常に如水長政の先手となり、其武功著てかぞへがたし。然れども其の事実戦功詳ならず」(『黒田家臣伝』(『益軒全集』編纂『益軒全集』卷之五、益軒全集刊行部、一九一六頁)と総括される。

貝原益軒の「武」認識とその行方 ―― 武功譜代像の形成をめぐる ―― (高野 信治)

一年(五五〇頁)、「太兵衛播州より孝高に従ひ、国々所々の働著てかぞへがたし。朝鮮にての戦功殊にすぐれたり。然れども疵を蒙らず。今其事実を書置たる書もなく、語伝ふる人も稀なるが、其戦功十が一も知れず。爰には其わづかに云伝へたるかたはしをしるし侍る。」(『五五三〜四頁)、「久野四兵衛につき「平生戦功多しといへども、記し置たる伝記なければ、其事詳ならず」(『五六五頁)などの記述からも窺える。

(58) 野村太郎兵衛の子・市右衛門、慶長五年豊後石垣原での戦い(大友義統の先手吉弘統幸)に際し、「此時市右衛門手に打取百数百八十八、此内曹付五十八」(『黒田家臣伝』、五六九頁)、「首供獲三十三人」(吉田孝岐、「同」、五八八頁)など。

(59) 「黒田家臣伝」村山角左衛門、六〇八頁。

(60) 「黒田家臣伝」栗山備後、五五七頁。

(61) 「黒田家臣伝」黒田美作、五六二〜三頁。

(62) 「黒田家臣伝」毛屋武蔵、六〇三〜五頁。

(63) 「黒田家臣伝」後藤又兵衛、五六一頁。

(64) 「黒田家臣伝」秦桐若、六〇七頁。

(65) 喜多村正頼、加藤一純参訂。明確な成立年代不詳、江戸時代後期成立とされる(『筑前郷土誌解題』下巻、四一〜四三頁)。写本が九州大学付属図書館蔵、福岡市立博物館蔵など。以下、本史料の記述は、九州大学付属図書館蔵(680、ソ、2)に拠る。

(66) 卷之一は井上周防之房、毛利但馬友信、栗山備後利安、黒田美作一成、久野四兵衛重勝、後藤又兵衛基次、卷之二は野村太郎兵衛祐勝、黒田六郎右衛門統種、菅和泉正利、村田出羽吉次、野口佐助一成、吉田孝岐長利、卷之三是三宅若狭家義、竹森石見次貞、林掃部直利、原弥左衛門種良、曾我部又右衛門、生田木屋之助重勝、船曳直左衛門、毛屋武蔵武久、竹森松若、秦桐若、馬杉喜右衛門一正、村山角左衛門、母里雅楽之助、加藤図書吉成、飯尾甚大夫安延。

(67) 「増益家臣伝」卷之五、「大音六左衛門重成伝」。

(68) 瞥見した範囲にとどまるが、家臣記録を略述しよう。「黒田家臣御系譜草稿」(『福岡県史編纂資料』206〜209)は牛尾久照が作成した系譜集。いろは順形式で、階層・召し抱え年代別ではない。ただし、藩祖の年回忌が契機で作成され、家督と役職と石高変遷が記される。なお「御家臣系譜草稿」(『筑前郷土誌解題』上巻(福岡県立図書館、一九三三年)一〇三頁)は牛尾久照が文政の頃編集して伊呂波順の系図といい、本史料はこの写本か同本と思われる。因みに牛尾は文政十年四月十日死去である。「旧臣之面々伝来申出書留」(『筑前郷土誌解題』上巻、五六頁)は、文政五年八月、長政二百回忌に旧臣家がそれに連なることを願って、明和期の長政祭祀期に献納を許されたものや古文書の確認が有る家臣は二百回忌に許され、確かな古文書がない場合には回忌参加が許されなかった。その時に申告された家系文書を編纂したものといひ、「旧臣之面々伝来申出書留」二之巻、「同」五之巻(『黒田家文書』410、411。福岡県立図書館蔵)に該当しよう。

「黒田家臣伝略」(『福岡県史編纂資料』205。福岡県立図書館蔵K288ク)は「興雲院様二百回御忌(文政五年八月四日(割り注))之節、御家臣旧き家筋之儀牛尾辰之丞(御馬廻二御記録書江出方被 仰付有之(割り注))被調子被 仰付、右しらへ之書付類反古と均しく混雑二相成居

候」を天保八年五月、簡便に再編集したものである。内題には「御田臣調子書留」とある。嶋から鶴足まで十七家で、系譜形式が混在する。前記した二百年忌作成の伝記を再編集したものであろう。天保十三年に命じられ弘化二年に原稿が完成したという「黒田家臣由緒書」(福岡県史編纂資料) 210、福岡県立図書館蔵288ク)は、旧家の由緒を「播州以来被 召仕候家筋」「豊州以来被 召仕候家筋」「筑前御入国後被 召仕候家筋」「旧家之内被 召出候比合不分之家筋」の基準で記載し、益軒が関わった「黒田家臣伝」「御家譜(黒田家譜)」「諸士由緒記」などの史料情報を中心に編集されている。

(69) 「黒田二十四騎」は、黒田兵庫助利高、黒田修理亮利則、黒田図書助直之、井上周防之房、毛利但馬友信、栗山備後利安、小河伝右衛門信章、後藤又兵衛基次、美作一成、久野四兵衛重勝、桐山丹波丹斎、野村太郎兵衛祐勝、野口佐助一成、吉田老岐長利、村田出羽吉次、菅和泉正利、益田与介宗清、衣笠因幡景延、竹森石見次貞、堀平右衛門正備、原伊予種良、三宅若狭家義、林掃部直利、毛屋武蔵武久である。「黒田家臣伝」のなかで二十四騎に入っているのは一六人で残りの一人は入っていない。また新たに八人が加えられている。その背景をめぐる検討は重要であるが(柴多一雄「黒田武士の実像」(「黒田長政と二十四騎 ―黒田武士の世界―」記念講演会、福岡市博物館、二〇〇八年九月二〇日)レジュメ)、本稿では本文で述べたような視角から検討する。

(70) 原本筆写時期の相違により複数系統あったが、福岡市博物館蔵本(文政二年写)を九州大学蔵本(享保三年写)と比較することで検証されている(門野恵「福岡市博物館蔵『黒田御家御重宝故実』」福岡市博物館 研究紀要)創刊号、一九九一年)。また、福岡市総合図書館蔵本には「筑前郷土史料 森政太郎氏の旧蔵本なり 副島次郎」との「付紙」があるものや、三宅長春軒文庫蔵本もあり、写本がかなり流布したと思われる。

(71) 九州大学附属図書館記録資料館蔵。本史料と福岡市博物館蔵「三奈木黒田家資料」収集の器具・什器類の検討は宮野弘樹「福岡藩筆頭家老三奈木黒田家『御自家御重宝記』について」(福岡市博物館 研究紀要)一七、二〇〇七年)参照。

(72) なお「御重宝」つまり何をもって家宝とするのかは重要な問題で、本史料には武器・器具類を中心としつつも、書跡・絵画・調度類が含まれている。これに対し黒田家の「黒田御家御重宝故実」にはそれに該当するものを含まず、別に「御数寄道具故実」(三奈木黒田家文書)がある。「御数寄道具」は武器・器具類とともに「御重宝」意識でとらえられていた可能性は十分にあり、これらは益軒がいう「文」の範疇に相当し、「武」と不可分の関係にもあるのは先述の通りである。かかる点に関しては広く武士の自己認識にもつながる論点と思われるが、別途検討したい。なお又野誠「黒田家御重宝故実」「数寄道具故実」にみる黒田家の歴史と名宝について(福岡市博物館編『黒田家 その歴史と名宝展』二〇〇二年)参照。

(73) 九州大学附属図書館蔵「楡垣文庫」所収。本史料は楡垣元吉「近世北部九州諸藩史の研究」(九州大学出版会、一九九一年)で翻刻、解題(吉田昌彦氏)が付され、成立は宝永六年十月から正徳元年夏頃までと考えられている。

(74) なお「諫言記」という同内容の写本(三宅長春軒文庫)114、福岡市総合図書館蔵が確認でき、文字通りの諫言の書として流布したようである。

(75) 広島県福山市個人蔵。渡辺雄二「筑前黒田藩御用絵師狩野昌運」(福岡県史 近世研究編 福岡藩 三)一九八七年)。

(76) 「黒田二十四騎図 卷末跋文」(福岡市博物館所蔵)。

(77) 前掲図録第二章二節(高山英朗氏解説)および四・五節(宮野弘樹氏解説)で図像が示され検証されている。

(78) 注(68)参照。なお「黒田家臣御家譜草稿」などの異本あり。

(79) 「申合書」尾形家絵画資料3446(福岡県立美術館所蔵)。

(80) 尾形家絵画資料。前掲図録第二章四節(宮野氏解説)参照。なお、私はこのような点を踏まえ、拙稿前掲「武功顕彰と『黒田二十四騎』」で、尾形が目指したものが、「正確な戦功」の実証であったとした。この点、宮野氏は実証できない部分も実在するかのよう描いたものであり「二十四騎図」の制作は、「正確さ」ではなく「精密さ」が求められていた(前掲図録、一二四頁)と指摘される。従うべき説と考える。

(81) 「筑前郷土史解題」下巻、一〇一―二頁。未見。

(82) 「衣非文書」(福岡市総合図書館所蔵)。本写本は弘化二年三月、衣非安兵衛重年写。

(83) 森政太郎氏旧蔵本。福岡市図書館所蔵。栗山備後、井上周防、母里但馬、後藤亦兵衛、黒田美作、久野四兵衛、小河伝右衛門、桐山丹波の八名を列記。

(84) 写本により多少表現の異同があるが「名將之下莫非義士勇兵而其巨魁為股肱耳目者如(台頭)東照宮十七騎武田家二十四騎是也、皆有図而伝矣、我先公亦有二十五騎原氏種次生於百有餘歳下欲以伝之如戎衣之文旗号之章則各咨詢孫孫其無後者依古老伝聞經五年而後得其像且録武功(略)定直譜一語以為跋於是乎書種良後裔也 元文己未季夏 七十九翁竹田定直書」(大西文書「福岡市総合図書館蔵」というものである)。

(85) 「黒田家旗幟」は次のようなものである。天正八年、秀吉より孝高へ領地一万石が与えられた時に軍陣の旗が申しつけられ、孝高が父職隆の示唆で佐々木家の流として、八幡大菩薩と佐々木大明神を書き付けた「二尊の旗」を作成したとし、「黒田家の旗幟ハ、右に記す如く、孝高始て二神を勧請し給ひて、神にいのり給ひしより、代々の武徳神明にかなひ給ひしにや。擁護の靈験殊にすぐれたり。されば孝高・長政・忠之、中国・畿内・四国・九州、其外朝鮮高麗七年の軍、就中濃州・豊州・肥州の戦に至るまで、其戦陣の数幾回と云事をしらず。然るに毎度此旗幟を立てず、み給ひし処の合戦におゐて、一度も不覚の名をとらず。いくたびか城をせめ、野戦し給ふにむかふ所むかふ所勝利あらずといふ事なし。是大将の武徳によりれりとハ云ながら、併神明の保護し給ふ事うたがふべからず。易にいへらく、天よりこれをたすく。吉にして利あらずといふ事なし。然れば其將ハ世々かはり給ふといへ共、此旗幟の威徳は、猶永々に伝はりてかはるべからず」(「新訂黒田家譜」第一巻、二一―五頁)とされた。

(86) 森山前掲「黒田家譜」の成立について。

(87) 「新訂黒田家譜」第四巻、四六六頁、「新訂黒田家譜」第五巻、四一頁参照。

(88) 「福岡県史編纂資料」162。天保六年六月二十八日。内容：表現から黒崎・春日神社神職の波田野氏が作成と考えられる。

(89) 「黒田家譜」にも黒崎での長政祭祀の記事がある。つまり、「寛永年中、井上道栢黒崎大明神の社内に於て、長政の霊を齋き祭り、黒田大明神と号しける、其祭礼ハ八月四日にて、井上半右衛門代迄ハ、祭祀料をも納けるか、半右衛門国を去りし後、右の祭も中絶して年を経ぬ。こゝに黒崎大明神の社職に波多野紀伊といふ者あり。其先祖神大夫より、黒田大明神に仕へ奉る者なれハ、祭祀再興の事を願ひ出ぬ。今年九月(天明三年)ゆるしを得て、古のこゝく祭祀を行ひける」とし、これ以前、井上隼人という子孫は、先祖道栢(之房)が長政神霊を黒崎大明神の社内に勧請したことを、波多野家に問い合わせたこともあったという(『新訂黒田家譜』第五卷、一六四頁)。春日社の由緒書とは立場が相違するためかいさか異なる。

(90) 「絹本著色黒田二十四騎図」(春日神社蔵)。

(91) 前掲図録、一四三頁。宮野氏解説。

(92) 拙稿「地域の中で神になる武士たち」『比較社会文化』(一一、二〇〇五年)、同「武士神格化と伝承の共有化」(『九州文化史研究所紀要』四八、二〇〇五年)参照。

(93) 詳細な調査が必要であるが、弘化三年(宗像市鐘崎)、安政三年(糟屋郡志免町志免)、万延元年(福津市奴山)、文久三年(糟屋郡宇美町宇美)、元治元年(北九州市八幡西区木屋瀬)、慶応元年(宗像市徳重)、同二年(福岡市東区蒲田)、明治三年(福岡市早良区賀茂)、同四年(前原市末永)、同五年(福岡市城南区荒江)、同十年(同市西区金武)、同三十九年(同市博多区堅粕)などの絵馬奉納がみられた。小林法子『筑前御抱え絵師 史料篇』(中央公論美術出版、二〇〇四年)、『福岡市の絵馬』図録1〜2・目録(福岡市教育委員会、一九九七〜八年)、『福岡県の絵馬』第三集(福岡県博物館協議会、福岡県立美術館、一九九九年)など参照。

(94) 拙稿「『士族反乱』の語り ―近代国家と郷土のなかの『武士』像―」(『九州史学』一四九、二〇〇八年)参照。

## The Influence of Ekiken Kaibara's Thoughts on Military Power

Nobuharu TAKANO

Ekiken Kaibara, a scholar focused on Confucianism of the Fukuoka feudal clan, had left numerous books on the Fukuoka feudal clan. The texts which Ekiken worked on were about general history and topography. This research/article is focused on Ekiken's texts on vassal corps. Through the analyzation of his texts, I have clarified Ekiken's recognition of military power. Furthermore, I considered the influence of his thoughts on Japanese history.

For this research, relations between the image of twenty four vassals and Ekiken's recognition on military power had been examined. And I also examined people thoughts on samurai during this peaceful times.

KEYWORD : Vassal Morality